

報道関係者各位

令和8年4月28日

がけ地等に近接した住宅の除却に補助

土砂災害等のおそれのある区域に建つ住宅から市内の安全な場所へ移転される際に、既存住宅の除却に係る費用の一部を補助します。

- 【対象工事】 土砂災害特別警戒区域等に建つ移転前に住んでいた住宅の除却工事
※ 年度内に工事が完了するもの
- 【補助金額】 対象工事費（限度額300万円）
※ その他、床面積による限度額があります
- 【提出書類】 住民票の写し、登記事項証明書、工事の見積書 等
- 【募集期間】 5月7日（木）から相談を受付
※ 住宅課までお問い合わせください



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 住宅課（担当：西村）
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
[TEL:0773-66-1050](tel:0773-66-1050)、[FAX: 0773-62-9894](tel:0773-62-9894)
E-mail:jutaku@city.maizuru.lg.jp